

実地指導の日程のお知らせについて

平素から、本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、定期的にケアプラン点検、予防的実地指導、指定更新時実地指導及び重点的実地指導（以下「実地指導等」という。）を実施していますが、平成 30 年 6 月 1 日以降に実施する実地指導等の日程調整について、次のとおり変更いたします。

	【変更前】 (平成 30 年 5 月 31 日実施分まで)	➔ 【変更後】 (平成 30 年 6 月 1 日実施分以降)	備考
実施前々月 中旬～下旬	電話にて日程調整		特に連絡をしません
実施前月 初旬	事業所に実施通知の送付	事業所に実施通知の送付	資料 4 - 2 参照
実施前月 10 日まで		日程再調整の受付	やむを得ない理由により指定の日程では実施不可の事業所のみ御連絡ください (※ 1)
前日まで		駐車場確保の可否に係る受付	駐車場の確保が困難な事業所のみ御連絡ください (※ 2)

※ 1 実地指導等の日時の再調整となりますと、同月内はすでに他の事業所への訪問が確定していることから、翌月以降での調整となることが予想され、適切な時期における実地指導等の実施ができなくなります。通知日から実地指導等の実施日まで、約 1 か月以上の期間を設けていますので、基本的には指定された日時で御調整をしていただくよう、お願いいたします。指定の日程で問題がなければ、連絡の必要はありません。

※ 2 実地指導等当日は、公用車で事業所へ伺います。実施通知の「担当者」の人数（資料 4 - 2 参照）を確認していただき、4 名以下であれば 1 台、5 名以上であれば 2 台で伺いますので、該当の台数の確保をお願いいたします。確保が可能であれば、連絡の必要はありません。

【お問合せ】

事業者指導係 TEL : 082-504-2183

FAX : 082-504-2136